

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科所属教員の資格審査に関する内規

(平成9年10月22日制定)
最近改正(施行) (20. 6. 25)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程第3条第3項の規定に基づき、研究科所属教員を認定するための資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格の要件)

第2条 研究科所属教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有すると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(資格の判定)

第3条 研究科所属教員の資格の判定に当たっては、教育研究上の指導能力及び研究業績並びに学界及び社会における活動等を考慮の上、次の資格について判定する。

- (1) 主指導教員資格者 研究指導並びに講義、実験・実習及び演習を担当する資格を有する教授又は准教授
- (2) 副指導教員資格者 研究指導の補助並びに講義、実験・実習及び演習を担当する資格を有する教授、准教授又は講師

第2章 構成大学における選考及び推薦

(選考委員会の設置)

第4条 各構成大学の連合講座部会代表者は、研究科所属教員資格審査の必要が生じたときは、別紙様式1による研究科所属教員資格審査個人調書(以下「個人調書」という。)を作成し、連合講座代表者会議の議を経て、当該構成大学の研究科運営委員会委員長に、資格審査の発議を要請する。

2 研究科運営委員会委員長は、前項の要請があったときは、運営委員会に資格審査を行うことを発議し、運営委員会がこれを認めたときは、選考委員会を設置して審査を付託するとともに、別紙様式2により研究科長にその旨を報告する。

3 選考委員会の構成及び運営については、運営委員会が定める。ただし、必要がある場合には、他の構成大学の研究科所属教員を選考委員会委員に含めることができるものとする。

(選考委員会の審査)

第5条 選考委員会は、前条の審査を付託された候補者について、個人調書及び研究業績により審査を行う。

2 審査の判定は無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が選考委員の3分の2以上を得た者を適格候補者とする。

3 選考委員会は審査の結果を直ちに運営委員会委員長に報告する。

(運営委員会における審査)

第6条 運営委員会は、選考委員会における審査の結果に基づいて審議を行い、研究科委員会に推薦する適格候補者を決定する。

2 運営委員会における適格候補者の選考は、無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が出席委員の3分の2以上の票を得ることを要するものとする。

(研究科委員会への推薦)

第7条 運営委員会委員長は、前条の規定により決定された適格候補者を、その個人調書を添えて、別紙様式3により研究科委員会に推薦しなければならない。

第3章 研究科委員会における審査

(研究科委員会における審査)

第8条 研究科長は、構成大学の運営委員会委員長から研究科所属教員適格候補者の推薦があったときは、研究科委員会に適格候補者の審査について提案する。

2 研究科委員会は、適格候補者について運営委員会委員長の報告及び個人調書に基づき審議を行い、適格者の判定を行う。

3 研究科委員会における適格者の判定は、無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が出席委員の3分の2以上の票を得ることを要するものとする。

(資格審査結果の報告)

第9条 研究科長は、研究科委員会における審査結果を、推薦のあった構成大学の運営委員会委員長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

附 則

この内規は、平成9年10月22日から施行する。

附 則

平成20年6月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。